

E メール配信 2020/04/06 (Mon) 14:27

JCCI 会員各位

新型コロナウイルスに関する情報を下記、ご案内いたします。（①Circuit Breaker、②マスクの配布）

①4月3日に発出された各種措置（自宅待機等）について

4月3日に『CIRCUIT BREAKER TO MINIMISE FURTHER SPREAD OF COVID-19』が発出され Essential な業種以外はオフィス等へ出社せず、自宅に待機することが求められています。ております。

<Essential な業種 (<https://covid.gobusiness.gov.sg/essentialservices/>) >
→4月13日までに“General Exemption”のフォームへ申請が必要となります。
<https://covid.gobusiness.gov.sg/>

<Essential 以外の業種>

出社が必要な場合には、上記ページ内“Request for Time-Limited Exemption”として、申請する必要があります。

尚、同ページ内には、“Owners of businesses who wish to visit the business premise alone need not submit this form.”という文言がございます。

MTI (Ministry of Trade and Industry)に確認したところ、“Owner”というのは、“Highest ranking person (only one) who is operationally in charge of the company”である、旨、

回答がございましたが、一方で、弊所の入居する MAS ビル (Monetary Authority Singapore) からは

この解釈は認められない旨、連絡がありました。

各機関・組織によって判断のバラつきがございますため、十分に関係機関に確認の上、事業を進めて頂ければと存じます。

『CIRCUIT BREAKER TO MINIMISE FURTHER SPREAD OF COVID-19』

日本大使館による邦訳

<https://www.sg.emb-japan.go.jp/files/100040458.pdf>

MOH 原文

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/circuit-breaker-to-minimise-further-spread-of-covid-19>

②シンガポールにおけるマスクの配布について

シンガポールにおいてマスクの配布が行われておりますが、国民・PRだけでなく、EP や S パス、DP 保有者分もマスクを受け取ることができます。（1人1枚）EP、S パス、DP 等を持参の上、下記より配布先を確認し、ご訪問下さい。

<https://www.maskgowhere.gov.sg/>

※先回の配布時に必要とされた住所を証明する書類（電気料金の請求書等）は、今回は不要となっております。

外出の必要があり、他人との密接な接触を避けることができない場合には、マスクの着用は一定の対策となり、そのために今回配布をする、とされております。

For those who need to go out, and are unable to avoid close contact with others, then wearing a mask could provide some protection. Reusable masks can be considered for this purpose, to provide some basic protection.

※現時点では、義務とはされておられません。

以上

<本件担当>JCCI 事務局（担当：清水） E-mail: info@jcci.org.sg